

国立大学法人富山大学の会計組織等の使用する公印に関する規則

平成17年10月1日制定	平成20年4月1日改正
平成21年4月1日改正	平成21年10月1日改正
平成22年4月1日改正	平成22年7月1日改正
平成22年11月1日改正	平成23年8月1日改正
平成24年10月1日改正	平成26年6月24日改正
平成27年7月1日改正	平成27年12月11日改正
平成28年3月23日改正	平成29年3月29日改正
平成30年3月27日改正	平成30年5月30日改正
平成31年4月5日改正	令和2年8月5日改正
令和3年3月30日改正	令和3年11月2日改正
令和5年4月14日改正	令和5年9月28日改正
令和6年3月25日改正	令和6年10月3日改正
令和7年3月7日改正	

(趣旨)

第1条 国立大学法人富山大会計規程（以下「会計規程」という。）第55条の規定に基づき、国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）の会計組織等の使用する公印に関し必要な事項を定める。

(総則)

第2条 本学の会計組織等の使用する公印を制定する場合の公印の形式、寸法等に関しては、この規則の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規則において、「会計組織等」とは、会計規程第6条第1項及び第7条第1項に規定する会計組織のうち、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 収入支出責任者
- (2) 分任収入支出責任者
- (3) 金銭出納責任者
- (4) 資産管理責任者
- (5) 分任資産管理責任者
- (6) 契約責任者
- (7) 分任契約責任者

2 この規則において、「公印」とは、本学の会計組織等が使用する次条、第5条及び第9条に規定する形式等を備えた印章で、その印影を押すことにより、当該会計組織等が作成する文書が真正であることを認証することを目的とするものをいう。

(公印の形式)

第4条 公印は、方形の印面の周囲に一条の外側縁を附し、その内側に本学の会計組織等の名称及び当該会計組織等の属する組織における職名（以下「会計組織等名」という。）を明りょうな字体をもって浮き彫りにするものとする。この場合においては、会計組織等名のほかに「印」又は「之印」の文字を加えて彫刻することができる。

（公印の寸法）

第5条 公印は、次の各号に掲げる区分の寸法によるものとする。

区 分	寸 法
（1）収入支出責任者	23ミリメートル
（2）分任収入支出責任者	23ミリメートル
（3）金銭出納責任者	20ミリメートル
（4）資産管理責任者	23ミリメートル
（5）分任資産管理責任者	23ミリメートル
（6）契約責任者	23ミリメートル
（7）分任契約責任者	23ミリメートル

（公印の印影表示）

第6条 会計組織等の公印印影表示は、別表のとおりとする。

（公印の印材）

第7条 公印の印材には、容易に摩滅又は腐食しない硬質のものを使用しなければならない。

（会計組織等代理の公印）

第8条 会計規程第7条第2項の規定により本学の会計組織等の職務を代理する場合の公印は、その代理される者の公印をもって、その公印とする。

（公印の形式等の特例）

第9条 本学の会計組織等の使用する公印について、特に必要があると認める場合には、第4条から第8条までの規定にかかわらず、その特例を定めることができる。

（公印印影の印刷）

第10条 本学の会計組織等が作成する文書で、一定の字句及び内容のものを多数印刷する場合において、支障がないと認められるときは、その公印の印影を当該文書と同時に印刷して公印の押印に代えることができる。

（準用）

第11条 公印の新刻、改刻、廃止等並びに公印簿及び公印の事故届については、国

立大学法人富山大学公印管理規則第7条、第14条及び第16条の規定を準用する。
この場合において、これらの規定中「部局等の長」とあるのは「会計組織等」と、
「総務課長」とあるのは「財務企画課長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年8月1日から施行し、平成23年7月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年5月30日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成31年4月5日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和2年8月5日から施行する。

附 則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和３年11月２日から施行し、令和３年10月１日から適用する。

附 則

この規則は、令和５年４月14日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附 則

この規則は、令和５年９月28日から施行する。

附 則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和６年10月３日から施行する。

附 則

この規則は、令和７年３月７日から施行する。

別 表

会計組織等に使用する公印一覧

会計組織等	職 名	印影表示	備 考
収入支出責任者	財務施設部長	富山大学 収入支出責任者 財務施設部長 〇之印	五福キャンパス
		富山大学 収入支出責任者 財務施設部長 〇之印	杉谷キャンパス
金銭出納責任者	財務施設部 経理第一課係長	富山大学 金銭出納責任者 経理担当 〇之印	
	財務施設部 経理第二課係長	富山大学 金銭出納責任者 杉谷地区経理担当 〇之印	
	学務部 学務課係長	富山大学 金銭出納責任者 学務担当 〇之印	
	学務部 学生支援課課長補佐	富山大学 金銭出納責任者 学生支援担当 〇之印	
	学務部 国際課課長補佐	富山大学 金銭出納責任者 国際交流担当 〇之印	
	学務部 国際課係長	富山大学 金銭出納責任者 杉谷国際交流担当 〇之印	
	学務部 国際課係長	富山大学 金銭出納責任者 留学支援担当 〇之印	
	研究推進部 産学共創課課長補佐	富山大学 金銭出納責任者 五福地区産学連携担当 〇之印	
	研究推進部 社会貢献課 課長補佐	富山大学 金銭出納責任者 五福地区生涯学習担当 〇之印	
	研究推進部 学術コンテンツ課 係長	富山大学 金銭出納責任者 附属図書館中央図書館担当 〇之印	中央図書館
	研究推進部 学術コンテンツ課 係長	富山大学 金銭出納責任者 附属図書館杉谷分館担当 〇之印	医薬学図書館
	五福高岡地区事務部 人社系総務課係長	富山大学 金銭出納責任者 心理相談室担当 〇之印	心理相談室
	五福高岡地区事務部 人社系総務課 課長補佐	富山大学 金銭出納責任者 附属学校担当 〇之印	附属学校
	五福高岡地区事務部 芸術系総務・学務課 係長	富山大学 金銭出納責任者 高岡地区経理担当 〇之印	
	杉谷地区事務部病院 企画課係長	富山大学 金銭出納責任者 病院総務担当 〇之印	

	杉谷地区事務部 医事課係長	富山大学 金銭出納責任者 診療料金督促担当之印	診療料金の 督促時における 収入金
		富山大学 金銭出納責任者 病院収入担当之印	附属病院 収入金
資産管理責任者	事務局長	富山大学 資産管理責任者 事務局長之印	
分任資産管理責任者	財務施設部長	富山大学 分任資産管理責任者 財務施設部長之印	
	学務部長	富山大学 分任資産管理責任者 学務部長之印	
	研究推進部長	富山大学 分任資産管理責任者 研究推進部長之印	
	五福高岡地区事務部 長	富山大学 分任資産管理責任者 五福高岡地区事務部長之印	
	杉谷地区事務部長	富山大学 分任資産管理責任者 杉谷地区事務部長之印	
契約責任者	事務局長	富山大学 契約責任者 事務局長之印	
分任契約責任者	財務施設部長	富山大学 分任契約責任者 財務施設部長 ^一 之印	五福キャンパス
		富山大学 分任契約責任者 財務施設部長 ^二 之印	杉谷キャンパス
	学務部長	富山大学 分任契約責任者 学務部長之印	
	研究推進部長	富山大学 分任契約責任者 研究推進部長 ^一 之印	五福キャンパス
		富山大学 分任契約責任者 研究推進部長 ^二 之印	杉谷キャンパス
	附属病院長	富山大学 分任契約責任者 附属病院長之印	